

富士市 新睡眠キャンペーン事業 キャラクター募集要項

1. 趣旨

静岡県が平成 19 年度から 21 年度に自殺対策として展開した「富士モデル事業」の中で、自殺のハイリスク疾患であるうつ病を早期発見し、早期治療を促すため、うつ病の身体症状である不眠に着目した「睡眠キャンペーン」が実施されました。働き盛りの男性をターゲットに、「パパ、ちゃんと寝てる?」というキャッチフレーズと、女子高生のキャラクターを用いて大々的な周知活動が行われましたが、この度、ターゲット層などの見直しを図り、現代に即した「新睡眠キャンペーン」を実施することになりました。

については、自殺のハイリスク疾患であるうつ病を早期発見し、早期治療を促すための、不眠に着目したキャラクターのイラスト（挿絵）を募集します。

2. 募集内容・規格

- 「新睡眠キャンペーン」のキャッチフレーズからイメージできるデザインにすること。

【新睡眠キャンペーンキャッチフレーズ】

「眠れない」に慣れないで～2週間以上の不眠はうつのサイン～

- うつ病の早期発見早期治療を促すイラストであること。
- 下記の対象者に向けたイラストを各 1 点以上（計 3 点以上）作成すること。
 - 若者（思春期及び青年期に該当する、概ね 10 代～20 代の者）
 - 妊娠中、出産後の女性
 - 壮年期、中年期、高齢期の者（概ね 30 代以上の者）
- 電子データ、手書きのどちらの作品でも応募可能とするが、提出は電子データ（10MB 未満、ファイル形式は JPG（または JPEG）、PNG、GIF に限る）（手書きの場合は、作品をスキャンや撮影等で対応すること）で行うこと。
- 色数、グラデーション等の制限はないが、拡大・縮小する場合や、単色・モノクロで使用する場合でもイメージや安定感が損なわれないデザインとすること。

※ 次の各項目に該当するものは審査の対象外となります。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 法令に違反するまたは違反するおそれのあるもの
- (3) 特定の主義、政治的主張又は宗教の普及を目的とするもの
- (4) 公共性に乏しいもの
- (5) 営利を目的としたもの

3. 応募資格

居住地、年齢、経歴は問いません。どなたでも応募できます。

※ 未成年（18歳未満）の方は、保護者の方の同意を得たうえで応募してください。

4. 募集期間

令和7年12月6日（土）から令和8年2月8日（日）まで

5. 応募方法

Web上の専用応募フォームで必要事項及び応募作品等を入力し、送信してください。

<https://logoform.jp/form/5KXT/1240567>

6. 選考方法

応募作品から、富士市の関係部局職員により数点の候補作品を選出した後、富士市自殺対策推進会議委員の投票により決定します。

7. 結果発表

採用者へは直接ご連絡するとともに、選考の結果は富士市公式ホームページ等を通じて発表します。発表は令和8年3月頃を予定しております。

8. 表彰・賞品

採用作品 1点 賞状 及び 副賞10,000円分の富士市特産品

9. 留意事項

応募者は、以下の各事項について承諾したうえで、作品の応募をお願いいたします。また、応募者は応募した時点で本募集要項に同意したものとします。

- ・ 応募作品は、応募者が自ら独自に創作（AI（人工知能）による生成作品は禁止とします。）した国内外で未発表（未提出）の作品であり、既に発表されているものと同一または類似・模倣ではないこと、第三者から著作権、特許権、商標権等の主張がされておらず、第三者の一切の権利を侵害しないものに限ります。
- ・ 応募に伴い、応募者と第三者間において諸問題が発生した場合、富士市は一切の責任を負いません。
- ・ 採用作品について、本募集要項等に違反する事実が明らかになった場合、採用を取消す場合があります。
- ・ 暴力団、暴力団員（又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動党標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会勢力等」と言います。）は応募できません。審査の過程で反社会的勢力からの応募であると判明した場合には、応募を無効とします。
- ・ 応募作品の制作過程に関する情報（着想に至った経緯や参考にした情報等）は破棄せずに必ず保管してください。著作権の確認のため、これらの情報の提出を求める場合があります。
- ・ 著作権法その他法令の規定に違反があると富士市が判断した場合には、受賞を取り消すとともに、賞金及び富士市が受けた損害金の返還を請求することができます。また、応募作品について著作権等に関わる問題が発生した場合は、すべて応募者の責任とします。
- ・ 応募内容に虚偽が判明した場合は、採用後であっても決定を取消す場合があります。
- ・ 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- ・ 採用作品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含みます。）その他一切の知的財産権は富士市に帰属するのもとします。また、応募者は採用作品に関して著作者人格権を行使しないものとします。
- ・ 採用作品は、リーフレットやポスター等の印刷物、ホームページ等で使用するほか、関係事業者等の各種印刷物等にも使用できるものとし、市域全体への睡眠啓発等のために広く活用します。

- 採用作品は、必要に応じ応募者と相談の上、デザインや色調等の修正又は加工をする場合があります。
- 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考経過のお問合せには対応しかねますので、ご了承ください。
- 応募者の個人情報については、応募者の許可なく作品の選考以外の目的には使用しません。ただし、受賞者の希望により、氏名、住所（市区町村名まで）や作品の趣旨は公表することがあります。
- 審査状況により採用にふさわしい応募作品がなかった場合には、採用作品なしとする場合があります。
- 本規定に取決めのない事項については、市の判断により決定します。

10. 問合せ先

富士市役所健康政策課健康推進担当

電話：0545-64-9023（直通） FAX：0545-64-7172

メールアドレス：ho-kenkou@div.city.fuji.shizuoka.jp